

発議案第 6 号

盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 6 年 12 月 20 日

提出者	盛岡市議会議員	工 藤 健 一
賛成者	盛岡市議会議員	兼 平 孝 信
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	浅 沼 克 人
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	中 村 亨
〃	〃	千 葉 伸 行
〃	〃	神 部 伸 也
〃	〃	竹 田 浩 久
〃	〃	村 田 芳 三
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子
〃	〃	後 藤 百合子

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行に伴う規定の整理をしようとするものである。